

電気自動車用充電インフラ整備促進事業補助金募集要領

1 目的

この補助金は、本県の運輸部門における温室効果ガス排出量の削減を図るため、電気自動車等の普及に必要不可欠な充電設備を導入する事業に対して、県が導入費用の一部を補助するものである。

2 補助対象事業

補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、電気自動車等の利便性の向上又は普及の促進に寄与すると考えられ、不特定多数の者が利用することができる商業施設及び宿泊施設等への急速充電設備、蓄電池付き急速充電設備、普通充電設備設置事業（目的地充電）であることとする。

- ・経済産業省補助金とは、一般社団法人性世代自動車振興センターが経済産業省の補助を受けて実施する、「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」とする。

3 補助対象者

補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、個人、個人事業者、法人（国、県、地方公共団体、独立行政法人は除く。）又はリース事業者であり、以下のすべての要件に適合する者とする。

- ・全ての県税に未納がないこと。
- ・補助金の交付先として社会通念上適切であると認められること。

※リース事業者が補助対象者となるには、以上の全ての要件に適合する者とリース契約を締結することを要件とする。

4 補助対象となる設備

別紙 電気自動車用充電インフラ整備促進事業補助金交付要領の定めによる。

5 主な補助の要件

別紙 電気自動車用充電インフラ整備促進事業補助金交付要領の定めによる。

6 補助対象経費等

別紙 電気自動車用充電インフラ整備促進事業補助金交付要領の定めによる。

※急速充電設備における設置工事区分及び補助対象経費となる工事費は別表1のとおり。

7 申請方法等

(1) 申請期間

- ①交付申請：令和7年4月14日（月）から令和7年12月26日（金）まで（必着）
- ②実績報告：令和8年2月末日まで（必着）

※予算の総額に達したときは、上記期間満了を待たず受付を終了する。

(2) 提出書類

①交付申請（交付申請に係る添付書類は、経済産業省補助金の求める記載内容に準拠すること。）

経済産業省補助金の上乗せで県補助金へ申請する場合は、経済産業省補助金の交付決定通知書の受領後、県に以下の書類を提出すること。

番号	必要書類	購入の場合		リースの場合 (リース事業者申請の場合)		
		法人	個人	リース 事業者	リース先 (使用者)	
					法人	個人
1	交付申請書（様式第1号）	○	○	○	—	—
2	登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）	○	—	○	○	—
3	住民票、免許証、マイナンバーカード（表面のみ）のいずれか	—	○	—	—	○
4	経済産業省補助金の交付決定通知書 ※1	○	○	○	—	—
5	県税の納税状況の確認に関する同意書（様式第4号）または納税証明書のいずれか	○	○	○	—	—
6	税務署が発行する納税証明書（地方消費税等の未納の税額がないことの証明）※2	○	○	○		
7	国庫補助相当額算定表（様式第11号）※3	○	○	○	—	—
8	債権債務者登録書（様式第12号）	○	○	○	—	—
9	誓約書（様式第5号）	○	○	○	—	—
10	補助対象経費に係る見積書	○	○	○	—	—
11	導入施設の概要	○	○	○	—	—
12	設置場所の見取図	○	○	○	—	—
13	設置場所の平面図	○	○	○	—	—
14	電気系統図	○	○	○	—	—
15	配線ルート図	○	○	○	—	—
16	要部写真	○	○	○	—	—
17	土地所有者の設置承諾書 ※4	○	○	○	—	—
18	その他知事が必要と認める書類					

※1 経済産業省補助金の上乗せで県補助金へ申請する場合

- ※2 法人、個人事業主の場合（免税事業者を除く）
- ※3 経済産業省補助金を活用せず県補助金へ申請する場合
- ※4 設置場所が借地の場合

②実績報告（実績報告に係る添付書類は、経済産業省補助金の求める記載内容に準拠すること。）

経済産業省補助金の上乗せで県補助金へ申請する場合は、経済産業省補助金の額の確定通知書の受領後、県に以下の書類を提出すること。

番号	必要書類	購入の場合		リースの場合 (リース事業者申請の場合)	
		法人	個人	リース事業者	リース先(使用者)
				法人	個人
1	実績報告書（様式第2号）	○	○	○	—
2	補助事業に係る請求書及び領収書 ※1	○	○	○	—
3	経済産業省補助金の額の確定通知書 ※2	○	○	○	—
4	補助対象設備の保証書	○	○	○	—
5	補助対象設備の設置完了証明書 (様式第6号)	○	○	○	—
6	国庫補助相当額算定表（様式第11号）※3※4	○	○	○	—
7	完成後の設置場所の見取図※5	○	○	○	—
8	完成後の設置場所の平面図※5	○	○	○	—
9	完成後の電気系統図※5	○	○	○	—
10	完成後の配線ルート図※5	○	○	○	—
11	要部写真	○	○	○	—
12	他の補助金・助成金等を受給する場合、その受給額が確認できる書類の写し※6	○	○	○	—
13	リース料金の算定根拠明細書（様式第7号）	—	—	○	—
14	リース契約書	—	—	○	—
15	その他知事が必要と認める書類				

※1 申請者が車両代金の支払いのため銀行又はクレジット会社のローンを利用した場合は、車両販売会社から銀行又はクレジット会社宛ての領収証。当該領収証には、申請者名と当該車両代金の支払い分であることが明記されていること。または、販売店と申請者で締結された今後全額支払いすることが明記されている契約書等。

※2 経済産業省補助金の上乗せで県補助金へ申請する場合

※3 経済産業省補助金を活用せず県補助金へ申請する場合

- ※4 経費の実績に基づいていること
- ※5 交付申請時から変更がある場合のみ提出
- ※6 経済産業省補助金以外で該当がある場合

③交付請求

県補助金の交付決定及び額の確定通知書の受領後、県に以下の書類を提出すること。

番号	必要書類	購入の場合		リースの場合	
		法人	個人	リース事業者	リース先（使用者）
				法人	個人
1	交付請求書（様式第3号）	○	○	○	—

<留意事項>

- ・書類はすべてA4での提出とする。
- ・写真等の書類はカラーでの提出とする。

(3) 提出方法

必要書類一式を、郵送又は持ち込みで提出すること。

（郵送の場合、特定記録郵便など、郵便物の追跡ができる方法で郵送を推奨する。）

※郵送、持ち込みのいずれにおいても、受付期間は最終日の12時まで（必着）とする。

(4) 提出先・問合せ先

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県庁エネルギー環境部エネルギー課新エネルギーグループ

電話番号：0776-20-0302（直通）

8 交付決定

県は、交付申請書等の提出があった場合において、その内容を審査した上で、補助金の交付決定及び額の確定をしたときは、その内容を申請者に通知する。

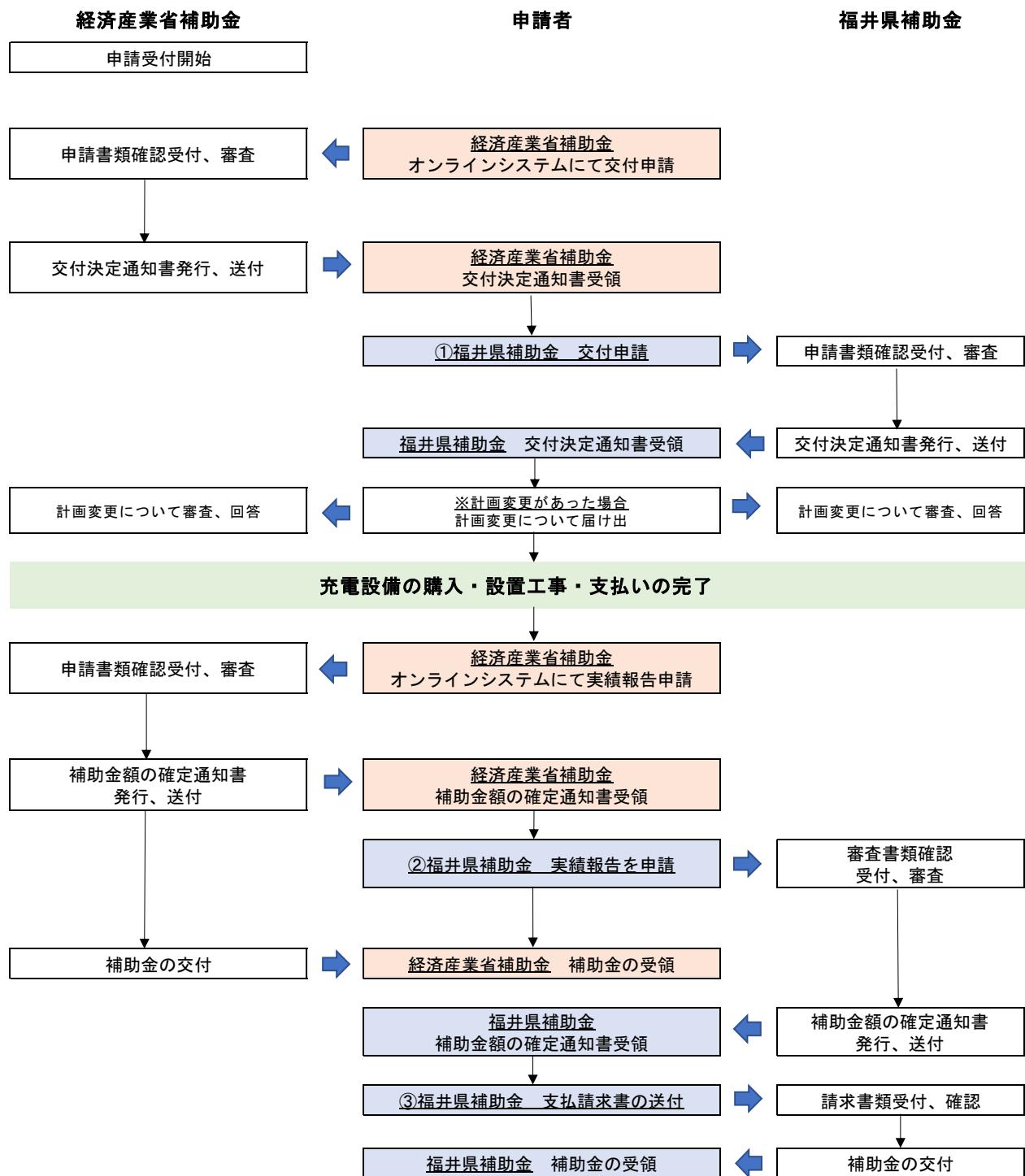
9 補助金の交付

申請者は、県の額の確定通知書の受領後、速やかに交付請求書（様式第3号）を提出すること。

10 その他

- ・本要領のほか、補助金の交付申請手続等については、「電気自動車用充電インフラ整備促進事業補助金交付要領」の定めによるものとする。
- ・申請フロー（イメージ）は、次のとおりである。

補助金の申請から交付までの流れ（経済産業省補助金の上乗せで県補助金へ申請する場合）



補助金の申請から交付までの流れ（福井県補助金のみ申請する場合）



別表1 設置工事区分及び補助対象経費となる工事費（表中○）

工事区分及び補助対象経費となる工事費	事業	急速充電設備の新規設置事業（経済産業省補助金の上乗せで県補助金へ申請）	急速充電設備の新規設置事業（県補助金のみの申請）
	充電設備	急速充電設備または蓄電池付急速充電設備	急速充電設備または蓄電池付急速充電設備
	設置場所	商業施設・宿泊施設等	商業施設・宿泊施設等
	駐車場形態	平置	平置
(1) 充電設備設置工事費			
基礎工事費		○	○
本体搬入費		○	○
電気配線工事費		○	○
高圧受変電設備設置工事費		○	○
特別措置に基づく受電工事費		○	○
(2) 案内板設置工事費			
案内板設置工事費		○	○
(3) 付帯設備設置工事費			
充電スペースのライン引き工事費		○	○
路面標示工事費		○	○
屋根又は小屋工事費		○	○
充電設備防護用部材設置工事費		○	○
電灯 設置工事費		○	○
(4) その他設置に係る費用			
雑材・消耗品費、養生費		○	○
図面作成費		○	○
レイアウト検討費		○	○
電力会社立会・協議費 ※特別措置に基づく受電の場合に限る		○	○
安全誘導員費		○	○
停電回避費		○	○
充電スペース造成費		○	○
(1)～(3)の工事でかかったその他労務費 (現場監督費、世話役等の労務費)		○	○